

# 令和7年度以降の放課後児童クラブ一括運營業務委託に向けたヒアリング結果と対応策について

## I. 運営委員会との個別ヒアリング結果

【令和5年6月23日（金）～6月30日（金）】  
各クラブ1時間程度

### 1. 事業者の数について

- ✓ 複数者は3者以上にしてほしい
- ✓ 当初の方針通り、1者による一括運営としてほしい
- ✓ 市の方針に従う
- ✓ 一括運営について反対するものではない

### 2. 事業者選定の手法について

- ✓ 事前に事業者の顔が見えた状態で移行する事業者を選択したい
- ✓ 2つの事業者を同時に選定することはできないのか
- ✓ 事業者を選択できるのであれば、いずれかを選択する
- ✓ 事業者選択の前に判断する材料を示してほしい
- ✓ 実際に運営している様子を見て選択したい

### 3. 運営委員会による運営について

- ✓ 事業者選択までの時間的猶予が必要
- ✓ 法人運営への移行期間を延長し、それまでの間、引き続き運営委員会による運営を行いたい

### 4. 今後、市に求める事項について

- ✓ 事業者の運営に対して、地区がチェックしたり、意見を言える仕組みにしてほしい
- ✓ 地元に根付いた事業者にしてほしい
- ✓ プロポーザルの審査項目や審査委員を明確化してほしい
- ✓ 事業者を選択した後に抜けられる仕組みがほしい
- ✓ 現運営法人の運営状況について知りたい
- ✓ 市がしっかりと事業者を指導することが必要
- ✓ 現運営法人の改善状況について知りたい

### 5. 今後、事業者を求める事項について

- ✓ これまでの運営委員会による取組や地域の特性を生かした運営をしてもらいたい
- ✓ 現場に裁量がほしい
- ✓ 支援員の処遇、労働条件について詳しく知りたい
- ✓ 現場の意見を聞いてくれる法人が良い
- ✓ 安定した法人が良い

## II. 本市での児童クラブ運営に関心を持つ事業者との個別ヒアリング結果

【令和5年7月19日（水）～7月26日（水）】  
各事業者1時間程度

### 1. 事業者選定の手法について

(6/19提示スキームにおける受託の可能性)

- ✓ 時期をずらして公募することに意味があるのか疑問に感じた
- ✓ AとBで事業者が決まるタイミングが違うのは公平性に欠けるのではないか
- ✓ B事業者がどこになるか分からない中では、運営委員会もどちらか決められないのではないか

### 2. 同じタイミングで事業者を決めてからクラブが選択することについて

- ✓ プロポーザル後に管理するクラブ数が決まるというのは、正直やりにくい
- ✓ 同時にプロポーザルを実施できるのであれば同時の方が良いのではないか
- ✓ プロポーザル後に受託できるクラブ数が1つでもあれば良いが、ゼロだと厳しい

### 3. 契約年度の途中で、管理するクラブ数が増減することへの対応は可能か

- ✓ 運営クラブ数が減ってしまった場合、雇用の面を考えると責任が取れない
- ✓ 現場に混乱が生じて、結果的に児童や保護者に不満が出るのではないか
- ✓ 契約途中でクラブ数が減ったりすると運営に支障が出るため難しい

### 4. 雇用条件や給与体系などを事前に開示することは可能か

- ✓ 運営することが決まったのであれば示すことは可能だが、分からない中で示すことは難しい
- ✓ 支援員の現在の勤務条件等を示してもらえれば、個別に積算することはできる
- ✓ 全員共通でやっているのだから、全て開示できる

### 5. 現在クラブに従事している支援員の受け入れは可能か

- ✓ 基本的には働く希望をもった方を全員受け入れている
- ✓ 定年はあるが、本人の希望や勤務実績等を踏まえて契約を更新している

### 6. 見守る会等の地域団体と交流を持つことは可能か

- ✓ 地域との関わりは重要であり、仕様業務に位置付けられている事例もある
- ✓ 主任が窓口となり、地域報告会を開いている

## III. ヒアリング結果を踏まえた対応策

### 1. 事業者の数は2者とする

危機管理の観点、基本方針のベースである育成支援の平準化等の観点などから総合的に判断し、6月19日の福祉保健委員会所管事務調査で示した通り2者制とする。

### 2. 運営委員会が事業者を選択できる選定手法を導入する

- ① A、Bの2つのブロックの事業者選定プロポーザルを同時期に行う。
- ② A、Bブロックの事業者2者を選定し、事業者の顔が見える状態で、運営委員会がいずれかを選択できることとする。ただし、法人移行後については、A、Bブロック間を行き来することはできないこととする。
- ③ 選択に当たり、事前に運営内容、処遇等について事業者が説明を行う機会を設けることとする。
- ④ 市は円滑な移行に向けて、運営委員会と積極的な連携・調整を図るなどし、伴走型のサポートを実施する。

### 3. 2者制による運営を基本とするが、段階的な法人移行を可能とする

- ① 原則、令和7年4月から2者制による運営とするが、市と法人移行に係る事前協議を実施し、市が延長の必要性を認めた場合に限り、令和9年度までの3年間を限度として法人移行を延長できるものとする。
- ② この場合、運営委員会として運営する場合であっても、市の運営基準に基づく運営を行うよう指導監査を行うこととする。
- ③ 市は円滑な移行に向けて、運営委員会と積極的な連携・調整を図るなどし、伴走型のサポートを実施する。

### 4. 法人移行後も地区と連携を図ることができる仕組みを構築する

市は、法人移行後も地区と連携を図ることができるよう、持続可能性を担保した仕組みの構築について検討し、令和7年度から始動できるよう調整を進める。

### 5. 児童クラブ運営に関する基準等の見直し

円滑な児童クラブ運営が実施されるよう、運営委員会及び事業者へのヒアリングを通して出された意見等を踏まえ、他市の取組状況等も参考にしながら、運営基準、委託料算定基準等の見直しを図る。